

武蔵野市つきまとい勧誘行為の防止及び路上宣伝行為等の適正化に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和3年11月19日

提出者 武蔵野市長 松下玲子

武蔵野市つきまとい勧誘行為の防止及び路上宣伝行為等の適正化に関する条例の一部を改正する条例

武蔵野市つきまとい勧誘行為の防止及び路上宣伝行為等の適正化に関する条例（平成14年7月武蔵野市条例第27号）の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄の下線が引かれた部分については、それぞれ対応する説明の欄に掲げる改正を行い、改正後の欄の下線が引かれた部分とする。

次の表中、改正後の欄にのみ下線が引かれた部分については、それぞれ対応する説明の欄に掲げる改正を行う。

改正前	改正後	説明
<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、公共の場所における不快なつきまとい勧誘行為を防止し、<u>及び路上</u>における宣伝行為等を適正化することにより、安心して通行し、又は利用することができる生活環境を確保し、快適な市民生活の実現を図ることを目的とする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) つきまとい勧誘行為 <u>勧誘に対する拒絶の意思を示している者に対し、しつよ</u></p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、公共の場所における不快なつきまとい勧誘行為<u>及び客引き行為等</u>を防止し、<u>並びに路上</u>における宣伝行為等を適正化することにより、安心して通行し、又は利用することができる生活環境を確保し、快適な市民生活の実現を図ることを目的とする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) <u>公共の場所 道路、公園、広場、駅その他不特定多数の者が通行し、又は利用する場所で公共の用に供されるものをいう。</u></p> <p>(2) つきまとい勧誘行為 <u>不特定の者の中から相手方を特定して、しつようにつき</u></p>	<p>字句の追加 字句の改正</p> <p>号の追加</p> <p>号の繰下げ及び 字句の改正</p>

<p>うにつきまとい、勧誘を行うことをいう。</p>	<p>まとい、勧誘を行うことをいう。</p> <p>(3) <u>客引き行為等 不特定の者の中から相手方を特定して行う次に掲げる行為をいう。</u></p> <p><u>ア 店舗で飲食をさせる行為の提供に関し、客引きをすること。</u></p> <p><u>イ 個室を設けて当該個室において客に専用装置による伴奏音楽に合わせて歌唱を行わせる施設の提供に関し、客引きをすること。</u></p> <p><u>ウ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号。以下「法」という。）第2条第6項に規定する店舗型性風俗特殊営業に関し、客引きをすること。</u></p> <p><u>エ 専ら異性に対する接待（法第2条第3項に規定する接待をいう。）をして飲食をさせる役務に従事するよう勧誘すること。</u></p> <p><u>オ アからエまでに掲げる行為をする目的で、それらの行為の相手方となるべき者を待つこと。</u></p>	<p>号の追加</p>
<p>(2) <u>違反者等 つきまとい勧誘行為の実行行為者及びその者に勧誘を命じた者並び</u></p>	<p>(4) <u>違反者等 前2号の行為（以下「禁止行為」という。）の実行行為者及びそ</u></p>	<p>号の繰下げ及び字句の改正</p>

<p>にこれらの者に<u>勧誘</u>を委託した者をいう。</p> <p>(3) (略)</p>	<p>の者に<u>禁止行為</u>を命じた者並びにこれらの者に<u>禁止行為</u>を委託した者をいう。</p> <p>(5) (略)</p> <p>(6) <u>事業者 武蔵野市（以下「市」という。）の区域内（以下「市内」という。）において事業を行う法人その他の団体又は個人をいう。</u></p> <p><u>（市長の責務）</u></p> <p><u>第2条の2 市長は、東京都、市の区域を管轄する警察署その他関係行政機関及び地域団体（市内に存する町会、自治会、商店会、協議会その他の地域活動を行う団体をいう。）と連携し、公共の場所における禁止行為の防止又は路上宣伝行為等の適正化に関する意識の啓発その他この条例の目的を達成するために必要な施策を推進するものとする。</u></p> <p><u>（市民の責務）</u></p> <p><u>第2条の3 市民は、禁止行為の防止又は路上宣伝行為等の適正化に関し、市長が実施する前条の施策に協力するよう努めるものとする。</u></p> <p><u>（事業者の責務）</u></p> <p><u>第2条の4 事業者は、禁止行為の防止又は路上宣伝行為等</u></p>	<p>字句の改正 字句の改正</p> <p>号の繰下げ 号の追加</p> <p>条の追加</p> <p>条の追加</p> <p>条の追加</p>
--	--	--

<p>(つきまとい勧誘行為の禁止)</p> <p>第3条 何人も、<u>道路、広場その他不特定多数の者が自由に通行し、又は利用することができる場所</u>において、<u>つきまとい勧誘行為</u>をしてはならない。</p> <p>2 市長は、<u>前項</u>の規定に違反していると認める者に対し、必要な指導をすることができる。</p> <p>(事業者への啓発)</p> <p>第5条 市長は、市内における<u>路上宣伝行為等</u>を適正化するため、事業者に対する啓発活動を行うものとする。</p> <p>(特定地区の指定)</p> <p>第6条 市長は、<u>つきまとい勧誘行為</u>を防止し、又は路上宣伝行為等を適正化するために特別な措置を講ずる必要があると認める区域を、勧誘行為</p>	<p><u>の適正化のため、従業員等への指導、監督その他必要な措置を講ずるよう努めるものとする。</u></p> <p>(禁止行為)</p> <p>第3条 何人も、<u>公共の場所</u>において、<u>禁止行為</u>をしてはならない。</p> <p>2 何人も、<u>金銭その他の財産上の利益を供与し、又はその供与を約束して、他人に公共の場所における禁止行為をさせてはならない。</u></p> <p>3 市長は、<u>前2項</u>の規定に違反していると認める者に対し、必要な指導をすることができる。</p> <p>(事業者への啓発)</p> <p>第5条 市長は、市内における<u>禁止行為を防止し、又は路上宣伝行為等</u>を適正化するため、事業者に対する啓発活動を行うものとする。</p> <p>(特定地区の指定)</p> <p>第6条 市長は、<u>禁止行為</u>を防止し、又は路上宣伝行為等を適正化するために特別な措置を講ずる必要があると認める区域を、<u>勧誘行為等適正化特</u></p>	<p>見出しの改正</p> <p>字句の改正</p> <p>字句の改正</p> <p>項の追加</p> <p>項の繰下げ及び字句の改正</p> <p>字句の追加</p> <p>字句の改正</p>
--	---	---

<p>等適正化特定地区（以下「特定地区」という。）として指定することができる。</p> <p>2 から 4 まで （略）</p> <p>（警告等）</p> <p>第 7 条 市長は、特定地区内で <u>つきまとい勧誘行為</u> をしている者に対し第 3 条第 2 項の指導をした場合において、その指導を受けた者が、反復して当該行為をするおそれがあると認めるときは、その指導を受けた者に対し、反復して当該行為をしてはならない旨を警告することができる。</p> <p>2 （略）</p> <p>（意見陳述の機会の付与）</p> <p>第 10 条 市長は、<u>前条</u>の規定による公表をしようとするときは、当該勧告を受けた者に対</p>	<p>定地区（以下「特定地区」という。）として指定することができる。</p> <p>2 から 4 まで （略）</p> <p>（警告等）</p> <p>第 7 条 市長は、特定地区内で <u>禁止行為</u> をしている者に対し第 3 条第 3 項の指導をした場合において、その指導を受けた者が、反復して当該行為をするおそれがあると認めるときは、その指導を受けた者に対し、反復して当該行為をしてはならない旨を警告することができる。</p> <p>2 （略）</p> <p>（調査等）</p> <p>第 9 条の 2 市長は、<u>第 7 条第 1 項の規定による警告、第 8 条の規定による勧告又は前条の規定による公表をする場合において、必要があると認めるときは、官公署又は第 3 条第 1 項及び第 2 項の規定に違反する行為に関係のある者に対して資料の提供、照会への回答又は調査の実施その他必要な協力を求めることができる。</u></p> <p>（意見陳述の機会の付与）</p> <p>第 10 条 市長は、<u>第 9 条</u>の規定による公表をしようとするときは、当該勧告を受けた者に</p>	<p>字句の改正 字句の改正</p> <p>条の追加</p> <p>字句の改正</p>
--	---	---

<p>し、意見を述べる機会を与えなければならない。</p> <p>(関係機関への通報等)</p> <p>第12条 市長は、<u>つきまとい勧誘行為</u>又は路上宣伝行為等であって他の法令に抵触すると認められるものについては、速やかに関係機関への通報その他必要な措置を講じなければならない。</p>	<p>対し、意見を述べる機会を与えなければならない。</p> <p>(関係機関への通報等)</p> <p>第12条 市長は、<u>禁止行為</u>又は路上宣伝行為等であって他の法令に抵触すると認められるものについては、速やかに関係機関への通報その他必要な措置を講じなければならない。</p>	<p>字句の改正</p>
---	---	--------------

付 則

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第9条の2の規定は、この条例の施行の日以後に行う第7条第1項の規定による警告、第8条の規定による勧告又は第9条の規定による公表（以下「警告等」という。）について適用し、同日前に行われた警告等については、なお従前の例による。

(提案理由)

公共の場所における客引き行為等の禁止を定めるほか、所要の改正をするものである。